○国土交通省告示第千三百二十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十一月十五日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

コヤブ沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と五十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山形県西村山郡西川町大字大井沢

字小藪沢　二八〇〇番　一号から五号まで及び九号から十一号まで

二八三一番　六号から八号まで及び十二号から十五号まで

二八三二番　二十六号から二十七号まで

二八二七番五　二十号から二十四号まで

二八二七番五地先水路敷　二十五号

二八二六番三　五十三号及び五十四号

字見附　二七九九番一

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

十座沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山形県鶴岡市田麦俣

字相生　一五八番二　一号から二十三号まで

字六十里山　一四番一五　二十四号から二十七号まで

一四番二　二十八号から四十一号まで

一四番二五　四十二号から四十五号まで

一四番三三　四十六号から六十六号まで

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

肝煎沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山形県東田川郡庄内町肝煎

字大沢　五九番二　一号から三十号まで

五九番一　三十一号から三十四号まで

三十七号から四十号まで及び四十二号から六十五号まで

一七番三　三十五号及び三十六号

一六番四　四十一号

二二番　六十六号

○国土交通省告示第千三百二十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十九年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十一月十五日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

九折瀬川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線（標柱一号と十四号については、平成二十七年国土交通省告示第六百六十七号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線）に囲まれた土地の区域

熊本県球磨郡五木村甲字九折瀬

四〇七三番一　一号、二号、八号及び九号

四〇七三番七　三号から七号まで、十号及び十一号

四〇七三番二　十二号から十四号まで

○国土交通省告示第千三百二十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十一月十五日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

下原沢二号

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

福島県南会津郡南会津町東

字居平　三九〇番一　一号

三八三番二　二号

三八四番二　三号

三六九番四　十二号

三八〇番一　十三号、十五号及び十六号

三八一番二　十四号

三八〇番五　十七号

字井戸沢山　一〇一五番一二三　四号

一〇一五番一二〇　五号及び六号

一〇一五番一一一　八号

三四〇番　七号

三三八番　九号

三二一番二　十号

三五五番二　十一号

○国土交通省告示第千三百二十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十一月十五日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

宿沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

栃木県足利市名草中町

字延分　五四五二番　一号

五四四八番　二号及び三号

五四五〇番一　四号

五四五一番地先水路敷　五号

五四五一番　六号から八号まで

五四五三番　九号

一二七八番　十号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

寄居二号沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

栃木県那須郡那須町大字寄居

字久保田　一〇四四番一　一号

五七八番　六号

五七五番　八号

五九八番　九号から十二号まで

五九九番　十三号及び十四号

六〇〇番一　十五号から十八号まで

字土手場入　五九二番　二号及び三号

五九三番　四号

一〇四二番　五号

一〇四一番　七号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

簗沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

栃木県日光市藤原

字法喜沢　八五一番一　一号から三号まで

八四四番一地先水路敷　四号

八四四番二　五号

八三一番　九号及び十号

八三六番　十一号及び十二号

八二六番　十三号及び十四号

八五〇番　十六号

八五八番一二　十七号

八五七番一　十八号

一〇一九番　六号

一〇二三番　七号

一三七〇番　八号

字上田　字鳥井戸　八一〇番　十五号